

マイナンバーカード日曜交付のお知らせ

【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】

- ・住民基本台帳カード

📅 7月10日(日)、31日(日)
9時～12時、13時～16時

問住民課 ☎(57)4126

多機能端末(証明書交付機)設置のお知らせ

令和3年7月1日(木)より、役場本館正面玄関に多機能端末(証明書交付機)を設置しています。

顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの町民の方は、コンビニエンスストアと同じようにマイナンバーカードを利用して証明書の交付を受けることができます。印鑑登録証カードではご利用いただけませんので、マイナンバーカードの取得をおすすめします。また、従来の印鑑登録証カードは役場窓口での「印鑑証明書」申請時に必要ですので、大切に保管してください。

【設置場所】役場本館正面玄関

【利用時間】8時30分～17時15分

※木曜日は窓口延長日のため19時まで

※停電日、年末年始およびシステムメンテナンス時はご利用いただけません。

【取得できる証明書】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・課税証明書

問住民課 ☎(57)4126

野木町「くらしのガイドブック」を作成します

町では、行政情報、地域・生活情報および広告で構成する、「くらしのガイドブック」を令和4年11月頃に発行する予定です。

この冊子は、町と株式会社サイネックスとの官民協働事業により、発行費用を地元企業などの広告収入でまかなうため、株式会社サイネックスの担当者が町内の企業などを訪問し、広告主を募集する予定ですので、ご協力をお願いします。

問【ガイドブックの発行について】総務課☎(57)4134

【広告掲載について】(株)サイネックス栃木支店
☎028(632)9711

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)のお知らせ

低所得の子育て世帯の支援のため、国による新たな給付金を支給します。

【支給対象者】

◆①②の両方に当てはまる方

(ひとり親世帯向けの給付金を受給された方を除く)

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児の場合、20歳未満)を養育する父母等

※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方

または、新型コロナウイルスの影響により令和4年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方

※夫婦など養育者が複数人いる場合、所得の高い方が支給対象者となります。

【支給額】

児童1人あたり一律5万円

【申請手続】

(ア)令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

申請不要です。

(イ)(ア)以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方など)

給付金を受け取るには申請が必要です。

※申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類と併せて住民課に提出してください。(郵送可)

※申請書類は住民課窓口または町ホームページより取得可能です。

【申請に必要な書類】

○申請書

○申請者および配偶者等のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード、住民票)

○本人確認書類の写し(運転免許証など)

○申請者名義の銀行通帳、キャッシュカードの写し

○児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票など)

※申請者によって異なりますので、申請前に住民課にお問合せください。

○簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者の場合)

※申立書には、給与明細書など収入額がわかる書類の写しを添付してください。

【申請期限】

令和5年2月28日(火)まで

問住民課 ☎(57)4141